

特定都市再生緊急整備地域の整備計画

整備計画名	東京都心・臨海地域(日本橋周辺地区)整備計画
-------	------------------------

都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針 ㉑

中央通りを中心に魅力とにぎわいにあふれ、歴史と文化を生かした、うるおいと風格のある国際的なビジネスセンターにふさわしい、業務・商業・観光拠点の形成を目指し、以下の方針により、国際競争力の強化に資する機能が適切に調和した、災害に強い複合機能集積地を形成する。

- ・地区内の市街地再開発事業等の実施にあたっては、建物の機能更新による防災力向上と土地の集約化を図るとともに、まちの歴史の継承と周囲との調和に配慮したまちづくりを目指し、国際化に対応した業務拠点形成に資する業務・商業等の機能による、活力ある都心複合機能の更新を図る。
- ・また、市街地再開発事業において、敷地内緑化や建築物等の高断熱化及び省エネルギー化等において、ヒートアイランド対策や地球温暖化対策を講じる。
- ・歩車道含めた空間の再整備や敷地内空地、地下歩道のネットワーク化を推進し、安全で快適な歩行者空間を確保するとともに、大都市における環境再生のモデルとして日本橋川の再生を検討し、日本橋川の沿川において、水辺環境を活かした街並みの形成を図る。
- ・自立分散型エネルギーシステムを導入し、系統電力だけに頼らないエネルギーの複線化を図り、集客施設や既存ビルにも供給を行うことで、震災等に対応できる都市防災機能の強化を図る。

都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業 ㉒

No	事業名 ㉓	事業概要 ㉔	実施主体 ㉕	実施期間(年度) ㉖	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項等 ㉗
①	日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発事業	施行面積 2.1ha 延床面積 約17万㎡	再開発組合	H26～R3	都市計画に関する事項： 東京都市計画 日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発事業 (都市計画決定： 平成25年9月25日) (事業認可： 平成26年5月)
②	日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業	施行面積 1.1ha 延床面積 約12万㎡	再開発組合	R2～R8(予定)	都市計画に関する事項： 東京都市計画 日本橋室町一丁目地区第一種市街地再開発事業 (都市計画決定： 令和元年10月11日)

※事業の位置は別図のとおり

都市の国際競争力の強化のために必要な公共公益施設の整備に関する事業 ㉘

No	事業名 ㉙	事業概要 ㉚	実施主体 ㉛	実施期間(年度) ㉜	都市計画に関する事項、又は特例に関する事項等 ㉝
ア	日本橋自立・分散型エネルギー供給施設整備事業	延床面積8100㎡ 都市ガス コージェネレーションシステム	三井不動産TGスマートエナジー株式会社	H28～H31	都市計画に関する事項： 東京都市計画地域冷暖房施設(日本橋室町西地区) (都市計画決定： 平成28年2月9日)
イ	日本橋地区都市再生事業 (地下歩道整備)	地下歩道	東京国道事務所	H28～R8	

※事業の位置は別図のとおり

上記の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項 ㉞

・日本橋自立・分散型エネルギー供給施設整備事業は、三井不動産TGスマートエナジー株式会社が管理運営を行い、地下歩道の整備事業については、沿道の建物所有者が日常管理に協力し、利用者が安心・安全に施設を利用できるよう良好な状態を維持する。

その他、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に関連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に関し必要な事項 ㉟

- ・当該地区内の各事業者による防災対策の相互協力を推進するとともに、自治体との連携を深め地域としての総合的な防災力の強化を図る。
- ・自立分散型エネルギーの供給を検討する協議会を組成し、供給範囲の拡張を継続して検討する。

# 日本橋周辺地区(整備計画区域図)

